



議案第二二二号

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例について

公聴会参加者等の実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日

原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

公聴会参加者等の実費示債条例の一部を改正する条例  
公聴会参加者等の実費示債条例（昭和十九年三朝野各例第八号）の  
一部を次のように改正する。

第二条中「三日月」とあるを「七日月以内」に改める。

附 則

この条例は昭和甲午四月一日から施行する。